

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画推進の考え方

本計画に掲げている奈良市環境ビジョンの実現に向けて、市民・事業者・市の各主体が一体となり、連携・協働により推進することが重要です。また、市は必要な情報の収集・提供や主体間の調整等により、市民や事業者の行動を支援することで、奈良らしい持続可能な暮らしが生まれるまちの実現を目指します。

2. 計画推進のための各主体の基本的役割

(1) 市民の役割

多様化・複雑化している環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、日常生活において環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。さらに、家庭や学校、地域、企業等の場において、主体的に連携・協働し、それぞれの場におけるライフスタイルの変革を推進する役割が期待されます。また、環境保全活動等に取り組む環境団体は、地域における活動の実践者としてのみならず、地域へ積極的に情報発信を行い、団体間のネットワークを拡大する役割も期待されます。

(2) 事業者の役割

日常の事業活動において、省エネ・脱炭素社会に向けた積極的な取組を行うとともに、原料調達から生産・流通・販売・消費・廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルにより環境負荷の低減を図ることで、地域全体において大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、業種・業態を超えた連携によって、環境と経済の好循環による持続可能な都市の構築に寄与することが期待されます。

(3) 市（行政）の役割

本計画に掲げる施策・事業を着実に推進するとともに、市自らも事業者であり消費者である立場から、環境負荷の低減に向けた率先行動に取り組めます。また、市民や事業者の環境保全活動等について積極的に支援するとともに、各主体間の連携・協働を促進する機会と場の提供を図ります。

3. 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進し、奈良市環境ビジョンを実現するために、市民・事業者・市がそれぞれの役割に基づいて主体的に行動を実践し、連携・協働するとともに、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、着実な施策の推進を図ります。

(1) 奈良市環境審議会

奈良市環境基本条例第 21 条に基づき、環境基本計画の策定や環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するために設置した機関で、学識経験者、産業関係団体、市民等の委員で構成されています。

(2) 環境基本計画推進会議

本計画の推進に当たり、推進方策の検討及び推進状況の点検・評価を行う組織で、奈良市環境審議会委員、学識経験者、市民、事業者等で構成されています。

(3) 環境調整会議

環境の保全と創造に関する施策及びこれらの施策の庁内間の連携及び総合的な調整を目的として設置する市の庁内組織で、副市長及び関係部局長により構成されています。

4. 計画の進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA* サイクルによる継続的な進行管理を行います。毎年度実施する PDCA サイクルは、本計画に掲げる施策を計画的かつ実効性のあるものとして推進するため、施策・事業の進捗状況を点検・評価し、さらに評価結果を次年度の事業へとフィードバックします。

(1) 毎年度実施する PDCA

計画の点検・評価に当たっては、基本方針ごとに設定された指標を用いて、施策の進捗状況や目標の達成状況について担当課による自己評価を行うとともに、環境基本計画推進会議による点検・評価を行います。進捗状況や評価結果については奈良市環境審議会へ報告し、本市の環境の現況や事業の実績とあわせて、奈良市環境基本条例第 10 条に基づく年次報告書「奈良市の環境」にとりまとめ、市民・事業者へ広く公表します。

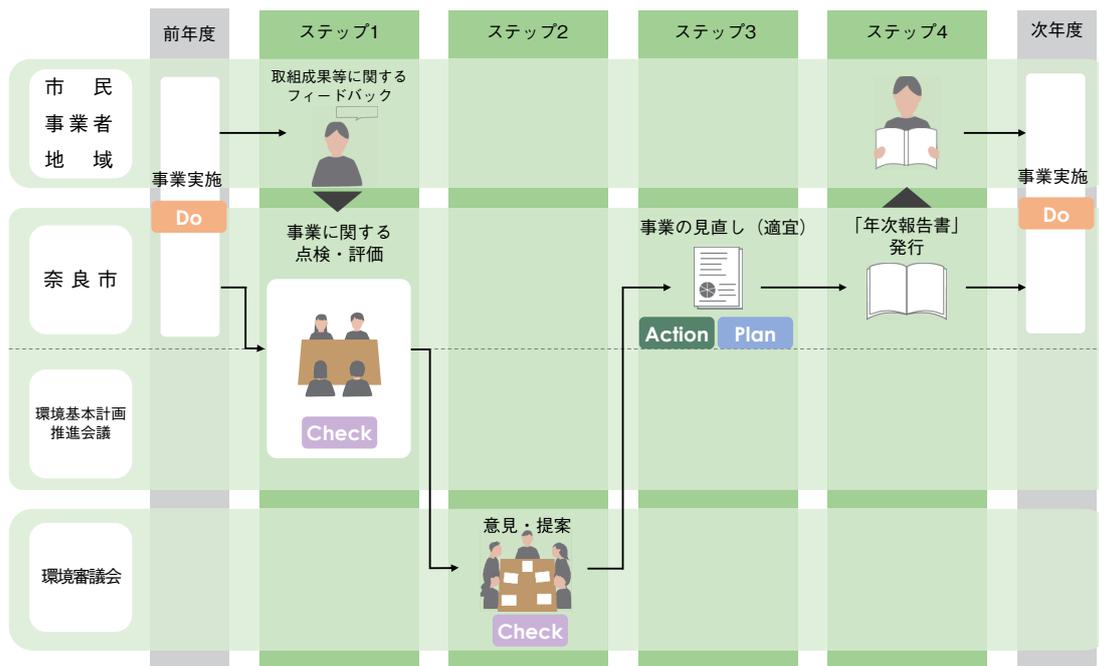


図 5-1 毎年度実施する PDCA

(2) 中間見直し・計画改訂時の PDCA

市民・事業者等へのアンケートやワークショップ等を実施し、取組状況や意見・課題を把握します。指標の点検・評価結果を確認するとともに、指標の見直しを含めて検討します。奈良市環境審議会へ諮問し、必要な審議を行ったうえで答申を受け、本計画を見直し又は改訂します。

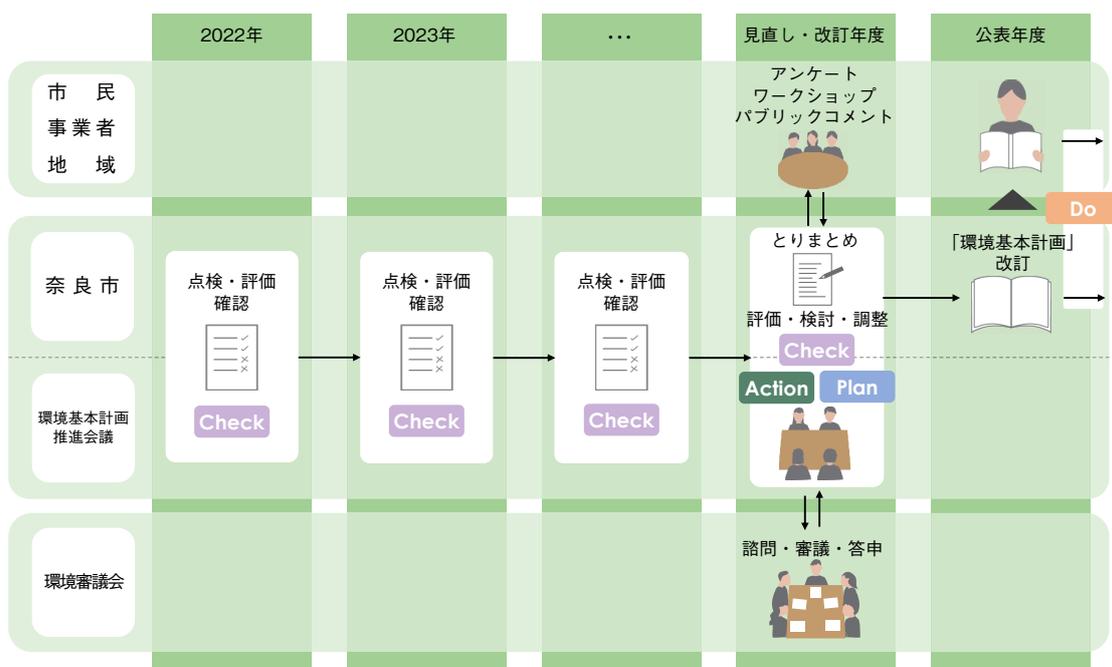


図 5-2 中間見直し・計画改訂時の PDCA